

熊本県医師修学資金貸与学生の卒業後のキャリアビジョンについて

I 制度概要

地域に必要な医療を確保するため、卒業後、県内の医師が不足する地域の病院等において、医師として業務に従事しようとする熊本大学医学部医学科の在学生に対して修学のための資金を貸与する制度。

1 貸与額等

	地域枠	一般枠
種 類	・熊本大学医学部医学科地域枠入学者 (熊本県内の高校出身者が対象。地域枠の選抜は熊本大学が実施。)	・熊本大学医学部医学科入学者 (熊本県外出身者も応募可能)
対象者	・第1号被貸与者 入学後(編入学・転入学を除く)1年以内に被貸与者となった者	・第1号被貸与者 ・第2号被貸与者 編入学・転入学後に被貸与者となった者 入学後1年を経過した後に被貸与者となった者
貸与額	① 入学料相当額 282,000円(第1号被貸与者に限る。) ② 授業料相当額 535,800円(年額) ③ 生活費相当額 75,000円(月額) ※ ①及び②については、熊本大学における改定に伴い変更の可能性がある。	
貸与期間	① 第1号被貸与者 知事が貸与決定した日の属する月(当該月の属する年度の4月から修学している場合は4月)から卒業する日の属する月まで。 ② 第2号被貸与者 知事が貸与決定した日の属する月(当該月の属する年度の4月から修学している場合は4月)から5年を超えない範囲内で貸与契約で定める期間。	
その他	・貸与を受けるにあたっては、債務の返還に必要な資力を有する、独立の生計を営む2人の連帯保証人が必要。	

2 修学資金の返還免除の要件等

(1) 返還免除の要件

次の条件を全て満たしたときは、返還債務の全額を免除する。

医師免許	・ 大学卒業後、2年以内に医師の免許を取得すること。
臨床研修	・ 医師免許取得後、直ちに条例で定める病院（熊本大学医学部附属病院または県内の基幹型臨床研修病院）で臨床研修に従事すること。
勤務する病院等	・ 勤務する病院等は知事が指定。（条例第2条） ・ 臨床研修修了後、直ちに知事が指定する病院等（以下「指定病院等」という。）に勤務することが必要。（条例第7条）
返還免除に必要なとされる指定病院等での勤務期間	<p>① 第1号被貸与者 貸与期間の1.5倍に相当する期間 ⇒ （例）貸与期間6年間 6年×1.5倍＝9年</p> <p>② 第2号被貸与者 修学資金の貸与期間に3年を加えた期間 ⇒ （例）貸与期間5年間 5年＋3年＝8年</p> <p>※1 勤務期間には条例で定める病院での臨床研修期間（2年間）、県内で行う後期研修期間（1年間）を含む。 ※2 指定病院等での勤務については、継続して従事する必要があるが、以下の事例については、継続して勤務に従事したものとみなされる。ただし、当該期間は返還免除の要件となる勤務期間には算入しない。</p> <p>○大学院への進学、傷病、災害などやむを得ない理由により指定された医療機関での勤務が一時的に困難になった場合</p> <p>○県内の病院等で2年を超えて後期研修を受ける場合の2年目以降の期間</p> <p>○県外の病院等で後期研修を受ける場合</p>

※上記のほか、指定病院等での医師業務（臨床研修及び後期研修を含む。）に起因して死亡し、又は当該業務に起因する傷病のため業務に従事することができなくなったときは、返還債務の全額が免除される。

(2) 貸与契約の解除及び貸与の停止

契約解除の要件	大学医学部在学中に次の条件に該当した場合には、貸与契約が解除される。 ① 退学したとき。 ② 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。 ③ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。 ④ 死亡したとき。 ⑤ 上記の場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
貸与停止の要件	・被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その間の修学資金の貸与を行わない。

(3) 修学資金の返還

返還 しなければならない 場合	<u>次の条件のいずれかに該当する場合には、貸与額に返還利息（※）を加えた額を一括して返還しなければならない。</u> ① 貸与契約の解除条件（(2)①～⑤）に該当し、貸与契約が解除されたとき。 ② 大学医学部の卒業後、死亡したとき。 ③ 大学医学部の卒業後、2年以内に医師の免許を取得できなかったとき。 ④ 医師の免許取得後、条例で定める病院において直ちに臨床研修に従事しなかったとき。 ⑤ 条例で定める病院における臨床研修の修了前に当該臨床研修に従事しなくなったとき。 ⑥ 条例で定める病院における臨床研修の終了後、直ちに指定病院等において医師業務に従事しなかったとき。 ⑦ 指定病院等において医師業務に従事しなくなったとき。
※返還利息	・貸与月数に応じ、修学資金の額につき年10パーセントの割合で計算した額とする。
延滞利息	・正当な理由がなく、期限までに返還しなかったときは、遅延利息年14.6パーセントが課される。

3 貸与の状況

(1) 貸与状況（平成27年5月1日現在）

学年	一般枠（人）	地域枠（人）	計
臨床研修1年目	3		3
6年生	1	5	6
5年生	2	4	6
4年生	2	5	7
3年生	5	7	12
2年生	4	3	7
1年生		7	7
合計	17	31	48

※1年生（一般枠）は現在募集中

(2) 第1期生のスケジュール

- ①平成27年4月～平成29年3月 初期臨床研修（熊本大学医学部附属病院2人、熊本赤十字病院1人）
- ②平成29年4月～ 知事が指定する病院等で勤務

II 卒業後のキャリアビジョン

1 検討に当たっての基本的な考え方

- ①県内の医師不足地域における医師確保につながる医師の配置を検討する。
- ②修学資金貸与医師が義務年限内に専門医資格取得ができるキャリアビジョンを検討する。
- ③一定期間内に義務年限を消化するような仕組みを検討する。

2 検討項目

- ①知事が指定する病院等について
- ②具体的な医師配置のルール
- ③義務年限内の専門医資格取得について
- ④義務年限終了までの期間の設定

3 前回までに検討した事項

【検討項目①】知事が指定する病院等について

医師修学資金を貸与する者…「県内の医師が不足する地域の病院又は診療所における医師の業務に従事しようとする者」
(「熊本県医修学資金貸与条例 第1条」より)

(1) 「指定する病院等」の具体的な指定先(案)

○熊本市以外の公的病院及び医師会立病院、県立病院(こころの医療センター)

<理由>

- ・熊本圏域の10万人あたりの医師数(394.6人)は、全国平均(226.5人)を大きく上回っていること。
- ・いずれも地域の中核的な機能を担う病院として地域の医療提供体制に貢献していること。

特に、公的医療機関については、医療法に基づき県が定めた施策の実施に協力することとされていること。

また、一部の自治体立病院については、常勤医不足で勤務医の労働環境が厳しさを増すなど、病院の診療体制の維持が難しくなっているところもあること。

- ・こころの医療センターについては、唯一の県立病院であり、民間の精神科病院では対応困難な患者の受入を担っていること。

(2) 「指定する病院等」の見直し

指定については、地域の医師不足の状況や、受け入れる病院等の体制に応じて、見直しも可能とする。

(3) 「指定する病院等」の区分

貸与医師のローテーションを考慮して、病院等の指定に当たっては、規模、診療科の数、研修環境等により区分することとする。

【今回の検討事項】

「指定する病院等」について

- 公的病院の明確化及びへき地診療所の追加
- 具体的な指定方法
- 具体的な区分

【検討項目②】具体的な医師配置のルール

(1) ローテーションルール

区分した指定病院群の医療機関を一定のルールでローテーションする。

(2) 配置調整

本人の希望を聴取のうえ、地域医療支援機構が調整する。

その際、本人が志向する専門医資格の内容、後期研修の実施時期などを十分考慮する。

【今回の検討事項】

「医師配置」について

- 具体的な配置ローテーションルール
- ローテーションルールの定め方
- ルールに沿った配置調整を担保するための具体的な方策

【検討項目③】義務年限内の専門医資格取得について

(1) 新たな専門医制度への対応

新たな専門医制度では、19の基本領域専門医（3年以上）を取得後、サブスペシャリティー領域専門医（3年以上）を取得。義務年限内においては、これらの専門医の取得が可能となるような後期研修や勤務配置のあり方について検討する必要がある。

(2) 専門医資格取得に係る基本方針

- ①貸与医師本人の希望に応じて、少なくとも基本領域の専門医資格が取得できるような配置先病院及びローテーションを検討する。
- ②サブスペシャリティー領域の専門医資格についても、現行制度のルール内であれば取得を推奨することとする。

※【参考】後期研修に係る現行制度

後期研修の定義：熊本大学においては専門修練。臨床研修修了者が受ける医師の専門性に関する研修。

義務年限に含まれる後期研修期間：1年間（※1年を超える後期研修を認めるが、義務年限に算入するのは1年間。）

県外での後期研修：実施は制限していない。（※1年間であっても義務年限に算入しない。）

【検討項目④】義務年限終了までの期間の設定

(1) 義務年限終了までの期間を設定する必要性について

新たな専門医制度の導入に伴い義務年限に算入されない後期研修を希望する者や、制度上大学院進学を認めているため、そのようなキャリアを志向する者がいる場合、長期間にわたり義務年限を終了しないケースも想定される。

そのため、義務年限を終了するまでの期間を設定しておく必要がある。

(2) 義務年限終了までの期間の設定（案）

⇒ 最長15年以内

(参考)

■基本ローテーション

初期臨床研修（2年）＋後期研修（1年）＋指定病院等での勤務（6年） → 9年間

■後期研修（3年間）の場合

初期臨床研修（2年）＋後期研修（3年）＋指定病院等での勤務（6年） → 11年間

■後期研修（3年間）＋大学院進学（4年）の場合

初期臨床研修（2年）＋後期研修（3年）＋指定病院等での勤務（3年）＋大学院（4年）＋指定病院等での勤務（3年）
→ 15年間